

新たな広域自治・行政のあり方研究会 第4回会議の論点

1 広域自治制度のあり方（副首都・道州制について）

(1) 関西広域連合として、「副首都」にどのように向き合うべきか

【経緯】

- ・連合議会において、「副首都」に対する関西広域連合のスタンスや役割等を聞く質問が多く、直近では以下の答弁を行っている。

（令和8年8月 関西広域連合議会定例会 連合長答弁抜粋）

- ・副首都法案については、首都の危機管理機能のバックアップ体制や多極分散型経済圏の形成など、重要なテーマであり、これまで我々が求めてきた国土の双眼構造とも一致するもの。
- ・関西広域連合としても、大阪府・市を後押ししていきたい。

- ・令和8年4月の連合委員会にて、各委員から「副首都」に対し、以下の発言がなされている。

（令和8年4月 第187回関西広域連合委員会 議事録抜粋）

- ・〔吉村委員〕大阪として副首都を目指していく。関西経済全体にも影響を与えることになると思いますし、関西の構成府県市の皆様との連携が非常に重要になってくる。
- ・〔西脇委員〕どのような形で参画できるのかについては、制度にもよるところであるが、積極的に参画していくことが必要。
- ・〔齋藤委員〕大規模災害時のバックアップ機能を確保して、しっかり連携していくことが大事。
- ・〔山下委員〕多極分散型経済圏の形成、これによって関西のますますの経済成長が図られることに大いなる期待を抱いている。
- ・〔宮崎委員〕関西広域連合として、共に歩めるそんなシステムになればいいなと思っている。

【論点】

関西広域連合として、「副首都」に関する大阪府・市の取組を後押しすることについては、既に連合委員会で確認したところであるが、以下の点についてどのように考えるか。

- ・関西広域連合としてどのような協力・支援ができるか。
- ・「副首都」にどのような期待をするか。

(2) 関西広域連合として、「道州制」にどのように向き合うべきか

【経緯】

- ・ 関西広域連合設立案において、「道州制」について以下のとおり記載されている。

(「関西広域連合設立案」抜粋)

広域連合は府県との併存を前提とした設置根拠も道州とは異なる組織であり、広域連合がそのまま道州に転化するものではない。～中略～

道州制を含めた将来の関西における広域行政システムのあり方については、今後、関西広域連合の活動実績を積み重ねたうえで、当然のことながら関西自らが評価し検討していくものである。

- ・ 連合議会において、以下の答弁を行っている。

(令和6年3月 関西広域連合議会定例会 連合長答弁抜粋)

関西広域連合そのものは、府県との併存を前提としていますし、設置根拠も道州とは異なる組織でありますので、この関西広域連合が道州制を志向しているとか、また、それに転化されるものではないということは一つの前提として、私たちは思っております。

- ・ 関西経済連合会からは、以下のとおり提案されている。

(令和7年7月 関西経済連合会 「関西広域連合『第6期広域計画』策定に向けて 提言概要」抜粋)

- ・ 市町村と都道府県の役割分担の見直し、国と自治体の役割分担、国から自治体への支援のあり方など、将来の道州制への移行も含めた統治機構見直しの議論が必要。
- ・ 府県を越えた広域行政の実績を積み重ねた関西広域連合が主体となり、過去の議論の蓄積（道州制のあり方研究会）も踏まえ、道州制の導入について柔軟な議論を行うことを期待。

【論点】

関西広域連合の設立から16年目を迎え、人口減少の深刻化等、社会情勢が大きく変化するなか、「道州制」について今日的にどのように考えるか。

(3) 地方制度調査会に提案すべき制度改正等について

【経緯】

第34次地方制度調査会について、令和8年4月に専門小委員会からヒアリングの招聘を受け、関西広域連合の取組や、広域連合制度に関する課題を説明した上で、その対応策について提案を行った。

(第34次地方制度調査会 第4回専門小委員会への提出資料 抜粋)

制度改正の提案

- ① 都道府県域を越える広域連合について、都道府県とは異なる「広域行政体」として、その役割等を地方自治法等に明記し、それに見合う権限・事務を付与すること。
- ② 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態発生時に、関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組みを設けること。あわせて、平時からの広域課題についても、関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組みを設けること。
- ③ 「都道府県域を越える広域連合」の国への権限移譲要請権について、
 - ・ 手続き・基準を明確化すること。
 - ・ 要件（密接に関係する事務⇔当該広域連合で同様の事務を担っていること）を緩和し、要請権を行使しやすい制度とすること。

【論点】

当該ヒアリングで提案した内容以外で、地方制度調査会に対して提案すべき制度改正等はあるか。

2 関西広域連合が取り組むべき分野・事務（広域行政のあり方について）

(1) 広域行政の展開

- ・ 新たに行うべき広域事務及び企画調整事務は何か
- ・ 現在の広域事務及び企画調整事務の中で見直すべきものはあるか
- ・ 現在の広域事務及び企画調整事務の中で拡充・強化又は廃止・縮小すべき事業は何か

⇒上記について、第1～3回会議までの意見を踏まえ、「連合長試案」を作成した。

当日は「連合長試案」をもとに議論を行う。